

妊娠中に行う超音波検査について（里帰り分娩予定の方）

妊娠中に行う超音波検査は、広い意味で「出生前診断のための検査の1つ」になります。当院では、妊娠中の超音波検査として、「通常の超音波検査」のほかに、妊娠20週前後と30週前後で、胎児形態異常などの診断を目的とした「胎児超音波スクリーニング検査」を行っています。

「通常の超音波検査」では、

子宮外妊娠や流産などの異常妊娠の確認

多胎妊娠の確認

赤ちゃんが活着しているか、順調に育っているか（胎児推定体重の計測）

胎盤の位置や羊水の量に異常がないか

お母さんの子宮や卵巣に異常がないか

切迫早産の指標となる子宮頸管長の評価

などを行っています。

「胎児超音波スクリーニング検査」の目的・意義

多くの赤ちゃんは元気に異常なく生まれてきますが、約3～5%の赤ちゃんは何らかの異常をもって生まれてきます。この赤ちゃんの異常には、発育の異常、形態の異常、胸水や貧血などの病気、染色体異常、遺伝性疾患などがあります。これらの中には、とくに治療を必要としないものや、妊娠中や出生直後から集中的な治療を必要とするものまで様々なものがあります。これらの病気を赤ちゃんが生まれる前に診断、または推定し、生まれてからの赤ちゃんの治療につなげていくことが「出生前診断」の目的です。

「胎児超音波スクリーニング検査」は「出生前診断」のための検査で、発育の異常、形態の異常、胸水や貧血などの病気を見つけるのに最も適しています。

出生前診断としての胎児超音波検査の検査感度（実際に異常であった被検査者のうち、検査で異常と識別された者の割合）は36～56%と報告されています。病気の種類により見つけやすい病気と見つけにくい病気があること、同じ病気でも病変の大きさやお母さんの体型、赤ちゃんの向きなどにより見つけにくくなる場合があります。

当院での里帰り分娩を希望されるお母さんには、34週くらいでの里帰りをお願いしています。「胎児超音波スクリーニング検査」の時期は過ぎていますが、里帰りされてからの妊婦検診の中でできる範囲内でのスクリーニング検査を行っています。

赤ちゃんに何らかの異常が見つかった場合の告知について

出生前にご両親が「赤ちゃんに関する異常を示唆する所見の存在」を知った場合、様々な葛藤が生ずることが知られています。そのため、ご両親にはそれらの情報に関して「知る権利」とともに、「知らない権利」があるとされています。

しかしながら、妊娠中や出生後の赤ちゃんの管理において、当院では十分に対応できないような病気もたくさんあります。そのような病気が出生前にわかった場合、高次医療機関へ紹介させていただく必要があります。

そのため、当院では、赤ちゃんの生命にかかわるような病気や集中的な治療が必要と思われる病気が見つかった場合は、すべてお知らせした上でその後の管理方針を相談させていただきたいと考えています。

「妊娠中は赤ちゃんの情報について一切知りたくない」とお考えの場合は、早めに担当医にご相談下さい。

小池病院 院長殿

この度、私どもは

「妊娠中に行う超音波検査について」の文書を読んで、その内容を十分に理解しました。また、「赤ちゃんに何らかの異常が見つかった場合の告知について」、貴院での対応ならびに管理方針について同意します。

そのうえで、以下のように希望します。

赤ちゃんに何らかの異常が見つかった場合の告知について

すべての異常について知らせてほしい

赤ちゃんの生命にかかわるような病気や集中的な治療が必要と思われる病気が見つかった場合のみ知らせてほしい

年 月 日

同意者（本人） _____

同意者（夫） _____